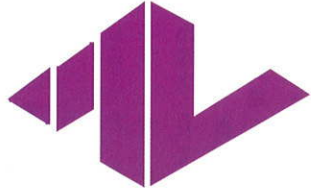


# 都留

# 市議会だより



第120号 平成13年8月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

☎(43)1111 郵便番号402-8501



新しいプールで元気にたのしく！（東桂小）

## 六月定例会会期日程

6月8日

本会議

（開会）

◎ 諸報告

◎ 議会運営委員長報告

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 市長上程議案の説明並びに所信

表明

◎ 専決処分報告

◎ 議案及び請願の委員会付託

6月14日

本会議

◎ 一般質問

6月18日

総務常任委員会

6月19日

社会常任委員会

6月22日

経済建設常任委員会

本会議

◎ 常任委員長報告

◎ 議案審議

◎ 正副議長選挙

◎ 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

（閉会）

六月定例会は、六月八日招集され、会期を二十二日までの十五日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例制定案一件、条例修正案三件、補正予算案一件、人事案件三件、承認九件、その他一件が上程され、原案どおりそれぞれ可決、同意、承認されました。

議会関係としては、先の定例会から継続審査となっていた請願一件及び今議会提出の請願二件が上程され、慎重な審査の結果二件が採択され、それぞれ可決されました。

また、小俣義之議長、藤江厚夫副議長の辞職に伴い正・副議長の選挙が行われました。

続いて各常任委員会委員並びに議会運営委員会委員の選任が行われました。

# 市長の所信表明



小林 義光 市長

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げますとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、平成十三年六月都留市議定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、出席誠に「ご苦労様でございます。」

また、市政推進にあたりましては、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

長引く景気低迷の中、去る四月、国民の高い支持率に支えられた小泉内閣が誕生しました。小泉首相はその所信表明の中で「構造改革なくして日本の再生と発展はない」という信念の下で経済、財政、行政、社会、政治の各分野における構造改革を進めることにより、「新世紀維新」とも言うべき改革

を断行したいとその決意を述べております。

また、新世紀を迎え、日本が希望に満ちあふれた未来を創造できるか否かは、国民一人ひとりの、改革に立ち向かう志と決意にかかっているとも述べております。

このような中、政府は来年度予算案で地方自治体に総額一兆円の支出削減を求める考えを明らかにしました。地方自治体にとって、より厳しい財政運営が求められることとなります。本市といたしましても施策の実施に当たっては、費用対効果を十分に検討すると共に、コスト意識を徹底し、さらに一層費用の節減に努め、効率的かつ効果的な事業執行を図ってまいらる考えであります。

さて、本市ではこのような厳しい財政状況のもと、本格的な地方分権時代に向けて、自治体の自主性、自立性を発揮するため、職員のあるべき姿の指針とするべき、職員心得七カ条を作成いたしました。職員一人ひとりの意識と行動の差が、市の将来に大きな影響を与えることを肝に銘じて、行政事務全般に取り組みすることを明記したものであります。

## 「芭蕉 月待ちの湯」について

昨年七月にオープンしました「芭蕉 月待ちの湯」につきましては、開館以来大変好評をいただ

いており、一月二十四日には入館者が五万人を達成したところであります。この四月のゆうゆう広場、わくわく広場のオープンもあり、七月には十万人の達成が見込まれております。今後とも市民に親しまれ喜んでいただける施設となりますよう、管理・運営に努力してまいります。

## すまいアップ事業 について

サンタウンスにすまいアップ事業で建設いたしました十一棟のモデル住宅につきましては、五年の展示期間が終了いたしましたので、多くの方に市広報、ホームページ及びパンフレットの配布等によりお知らせをする中で、去る五月十九日から五月三十一日までの



間、購入希望者の申し込みを受け付けました。期間中は都留市民はもとより、各地から三十八組の方々にご来場いただき、六名の方から購入の申し込みがありました。残りの住宅につきましては、今回の結果を踏まえて、宣伝及び売却方法などを再検討する中で、早期に完売ができませんよう、なお一層努力をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

## 介護保険制度 について

老後の大きな不安要因の一つである介護を社会全体で支え、高齢者の自立を支援することを目的とした介護保険制度が、昨年四月にスタートしてから一年余りが経過いたしました。本市の三月末現在の六十五歳以上被保険者六千四百五十八人のうち、介護保険事業計画において要介護認定が必要と予想した六百六十一人に対して、六百三十二人、九五・六パーセントの方が既に申請を済まされました。認定の状況は、計画値に比較して、軽い方が少ない反面、重い方が多い傾向を示し、また非該当者は二十人に留まりました。

介護サービスの利用状況につきましては、平成十年度に実施した老人実態調査時の利用実績に比較すると、訪問介護で一・九倍、訪問入浴で一・三倍、訪問看護で

二・九倍、通所介護で三・四倍の伸び率を示す一方、昨年十月に実施した在宅サービス利用者に対するアンケート調査では、満足、普通と答えられた方が九四・三パーセントとなりました。しかしながら、各要介護度ごとに定められている利用限度額に対しては、平均で三割程度の利用率に留まっております、全国標準ベースより一割程度はまだ低い状況でもあります。この要因としては、家族の介護力にまだまだ頼りがちであると同時に、他人を家に入れたくない、他人の目が気になるといった意識が根強いものと考えられます。

なお、今後とも、なお一層介護保険の内容の周知徹底や啓発に努め、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、本市では制度開始当初より低所得者対策として独自の利用料助成を行っているところでありますが、今後は国の制度として、総合的、統一的な低所得者対策を確立されるよう、全国市長会等を通じて要望してまいります。

また、介護状態にならないようにするための介護予防対策も何より重要でありますので、「ウエルネスアクションつる」の取り組みの一つとして、東桂地区をモデル地区にして、地区民生委員や自治会の皆様のご協力をいただく中で、「いきいきりハビリサロン」事業を行ってまいります。

この事業は、障害者や閉じこも

りがちの高齢者が地域の皆さんと交流することにより、孤独感の解消を図るとともに、出来るだけ要介護状態にならずに元気に長生きできるように、リハビリテーションや健康チェックなどを行い、病気の予防と健康の保持増進を図るものであります。

さらにまた、疾病予防を中心とした検診事業をはじめ、高齢者の皆様が元気で長生き出来るよう、「高齢者の健康教室」の開催など一般的な施策を行い、健康で生きがいのある市民の暮らしの実現に向けて取り組んでまいっている所存であります。

## 環境問題への取り組みについて

高度経済成長に伴う著しい産業公害を第一の環境危機といたしまして、現在は地球温暖化、廃棄物、交通公害など様々な環境問題による第二の環境危機に直面してまいります。

第一の環境危機につきましては、特定の工場に対する対策などにより、ある程度の改善が図られてきましたが、第二の環境危機は、市民一人ひとりの日常生活やごく普通の事業活動が、大きな要因となっているものであります。

この環境危機を克服するために、二十世紀の人類社会に福祉と成長をもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会

のありかたを見直し、環境に限りがあることを受け入れ、その制約の中で、効率よく資源やエネルギーを利用し、環境に対する負担を可能な限り少なくする道、すなわち「持続可能な循環型社会」を選択し構築して行かなければなりません。

このため、環境保全対策が最重要課題であるとして位置付け、平成十一年に「都留市環境保全行動計画」人・まち・自然にやさしい「グリーンアクションつる」を策定し、環境対策に積極的に取り組んでいるところであり、特に、昨年は「まちをきれいにする条例」を制定し、ゴミのポイ捨てや廃棄物の不法投棄の防止等を図るため、各地区へ美化推進指導員や七百人からなる美化協力員をお願いし、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいるところであります。

このような環境対策への意識を啓発するため、昨年、市内へ三機

のソーラー型電光表示機を設置したところですが、本年はさらに、二機を増設していく予定であります。

また、本年三月には「都留市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスを抑制する対策として、公用車や公共施設の冷暖房燃料の節約、また、電気の使用量を削減していく計画を立て、地球温暖化防止に職員一人ひとりが努力しているところであります。

今後とも環境問題への取り組みを強化するとともに市民、事業者等に対し、理解と協力を働きかけてまいりたいと考えております。

## 学校教育について

本年度新たに創設いたしました「個性を育む学校づくり助成事業」は学校が地域との連携の中で実施する事業を支援するものであり、二十一世紀の都留市を担う子供たちに、地域の福祉・環境・介護・男女共同・文化・歴史・自然など幅広い分野で学習し、人間形成に役立てていただくことを目的に、各小中学校ごとに地域の実情に合った取り組みをお願いし、現在それぞれの学校で取り組みをしていただいております。

「参画」から「協働」へ、新たな体系「市民自治つる二十一」の学校版として、子供たちが地域の

皆さんと「協働」し、その中から、生きる力すなわち、自ら学び自ら考える力が育まれることを期待いたしております。

## のびのび興譲館事業について

のびのび興譲館事業につきましては、自然塾・パソコン塾・フィッシング塾・クッキング塾に、全国組織を持つ発明クラブを加えた五つの塾を開設することとし、広報つるの四月号や各小中学校を通じて参加者の募集をいたしましたところ、百五十名余りの方々から申し込みがあり、子ども達や父母の体験学習に対する期待や関心の高さに、改めてこの事業の必要性を実感したところであります。

明日、六月九日にはいよいよ開校式を迎え、塾生たちは一年間それぞれの塾で体験的学習を中心とした特色ある活動や、興譲館としての共通事業に参加する中で、仲間作りを行い友愛の心・郷土愛の心を養うとともに、地域や都留市を担うリーダーとして、のびのびと実力を持つ人材として成長することを願うものであります。



# 議長に 安田久男氏 副議長に 上杉実氏

六月二十二日の本会議において、小侯義之議長から辞職願いが提出され、これに伴い議長の選挙が行われました。

その結果、議長に安田久男議員が当選いたしました。

続いて、藤江厚夫副議長から辞職願が提出され、これに伴い副議長の選挙が行われました。その結果、副議長に上杉実氏が当選いたしました。

## 正・副議長就任あいさつ

市民の皆様には、益々ご健勝のことと、心よりお喜びを申し上げます。私たちは、去る六月二十二日の六月定例会におきまして、議員の皆様のご推挙をいただき記念すべき二十一世紀の初代の正副議長の要職に就任いたしました。誠に身に余る光栄であり、同時に、この重責を痛感している次第であります。

私たちは、短才微力ではありますが、明るい都留市政の推進と議会の円滑な運営を図るため、一意専心、懸命努力を傾注してまいりますので市民の皆様のご支援を宜しくお願い申し上げます。

さて、昨今の日本経済は、デフレ的現象ともいえる大変厳しい先行き不透明な景況が続いており私たちの日常生活をおびやかしております。このような厳しい経済情勢のもとで当市では行財政需要の積極的な対応をしておりますが複雑多様化する行政の課題を克服するためには確固な行政基盤の確立が必要不可欠であります。

市議会といたしましてはより効率的、より効果的な諸事業の推進を図るため今後も英知を結集し議会としての意見提案を行政に繁栄させると共に行政と議会とが車の両輪となってこの厳しい時期を乗りこえていかなくはならないと決意を新たにしているところであります。

二十一世紀の都留市の更なる発展を託し、市民の皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任の挨拶といたします。



上杉 実副議長



安田久男議長

### 常任委員会・議会運営委員会

平成十三年六月二十二日改選

六月の定例会で新委員の選出が行われ、常任委員会・議会運営委員会の委員が決まりました。

#### 総務常任委員会 (七人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 小侯 義之 |
| 副委員長 | 山本日出夫 |
| 委員   | 谷内 久治 |
| 〃    | 谷内 秀春 |
| 〃    | 加藤 昇  |
| 〃    | 安田 久男 |
| 〃    | 奥秋くに子 |

#### 社会常任委員会 (七人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 米山 博光 |
| 副委員長 | 小林 義孝 |
| 委員   | 志村 弘  |
| 〃    | 近藤 明忠 |
| 〃    | 小倉 康生 |
| 〃    | 小侯 武  |
| 〃    | 熊坂栄太郎 |

#### 経済・建設常任委員会 (八人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 中込 栄重 |
| 副委員長 | 武藤 朝雄 |
| 委員   | 赤沢 康治 |
| 〃    | 上杉 実  |
| 〃    | 郷田 至  |
| 〃    | 小林 司  |
| 〃    | 藤江 厚夫 |
| 〃    | 国田 正己 |

#### 議会運営委員会 (七人)

- |      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 赤沢 康治 |
| 副委員長 | 小林 司  |
| 委員   | 米山 博光 |
| 〃    | 小侯 義之 |
| 〃    | 山本日出夫 |
| 〃    | 藤江 厚夫 |
| 〃    | 熊坂栄太郎 |

# 一般質問

六月十四日の本会議において、次の議員が一般質問を行いました。



## 都留市の後期中等教育の課題について

**問** 今、国政における地方分権の流れの中で学校教育も大きな変革期にあります。従来の都道府県教育委員会、学校と云う上・下の図式が大幅に緩和され、国の都道府県教育委員会の指示命令が指示助言に変わり学校長の裁量権が拡大され、また、国の規制緩和の影響は、学校にも適用され、これまでの横並び主義から公立高校といえども競争の原理が適用される時代を迎えようとしています。

また、急速な少子化は、さらにこれに拍車をかけております。そこで、文部科学省の高等学校教育に関する進捗状況を見てみま

近藤 明 忠 議員  
山本 日出夫 議員  
志村 弘 議員  
小林 義孝 議員

すと、総合学科の設置は、平成十一年度四十七都道府県百二十五校、平成十二年度百四十四校、また、平成十一年度中に策定された岩手県、東京都及び神奈川県公立高等学校再編計画において、今後、数多くの総合学科の設置が打ち出されています。

また、単位制高等学校の設置状況は、平成十一年度四十七都道府県二百七十校、平成十二年度三百三十五校、また、石川県が再編計画に基づき総合学科や単位制高等学校を数多く設置したことから、多くの公立高等学校に単位制が導入されている状況にあります。

また、平成十一年度から制度化された中高一貫教育は、これまでの中学校高等学校に加えて、生徒や保護者が六年間の一貫教育も選択できるようにすることにより、

中等教育の一層の多様化を推進し、生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を目指すことと云われています。

各都道府県における中高一貫教育の設置状況は、平成十一年度四校、平成十二年度十三校と、当面は、高等学校の通学範囲に少なくとも一校整備されることを目標に整備を推進することとされ、すでに本県でも課題となっております。

この様な高校再編計画の背景の中に、一つには、急速な少子化、また、学校の適性規模、高校の統合、十七歳問題、さらには教育環境の再検討など様々な要素があります。

この様な教育環境の変化の中で私も近隣地区の状況は、すでに都留高校の単位制の導入、北富士工業高校・吉田商業高校の再編など様々な課題が話題になっています。

この様な中で本市の中等教育はどうあるべきでしょうか。都留市に、今、この問題に関する意識は始まらないように見えます。しかし、近隣の再編が固まってからでは遅いことにならないでしょうか。このまま推移すれば、桂高校は、近隣の再編された魅力ある高校に多くの生徒を取られてしまわないだろうか。

先般、県高校入学選抜審議会の本会議の中で、都留高校の単位制普通科改編について、周辺校への配慮が必要だと提言があったと伝え

られております。日川高校の単位制移行に伴って、石和学区の優秀な生徒が日川に流出している現状をこの会議の中で指摘をしております。今、近隣地区に遅れないように地域の問題として衆知を集めて対応すべき時ではないでしょうか。

たしかに、谷村工業高校、桂高校は、県の教育行政の下で運営されています。しかし、且つて、第一商業高校、機山高校が廃校になりました。私共、都留市民には、殆ど痛みを伴わない単なる情報でありました。しかし、谷村工業高校、桂高校の問題であっても、私共、都留市民にとって、そういうものであるでしょうか。

谷村工業高校、桂高校は誰のものであるでしょうか。この思慮を受けて、これを愛し、これを大事に思う人達、同窓生、在校生、PTA、ここで教鞭を取る、また、とった教員、そして、都留市民のものではないでしょうか。

だから、再編と云う大きな問題は、その過程の情報をしっかりと理解し、最善の策を捻り出す手立てを考へることが求められているのではないのでしょうか。

はたして、谷村工業高校、桂高校は、特色のある魅力ある学校として今後も存続できるでしょうか。文教都市を誇る都留市にふさわしい両校教育環境の整備に最善の努力をすべきだと思いますが当局の考えを問うものであります。

## 答

後期中等教育の課題でもある高校教育改革につきましては、生徒の多様な興味・関心・能力・適性・進路等に適切に対応し、生徒一人ひとりの個性や創造性をよりのばすことのできる、多様で魅力ある高校づくりを進めるため、県教育委員会では、平成八年三月に「高等学校新整備構想」を策定し、この構想に基づき、総合学科高校の開設、単位制高校への改編、専門教育学科の増設、コース制の導入等の施策が展開されているところでありました。

こうした中、平成十一年には、「新しい高校づくり課題研究協議会」が設置され、推進の具体的な方策として、富士北麓東部地区（旧南北都留）に、総合学科高校及び全日制単位制高校の設置が提言され、さらに平成十二年六月には、県庁内に「新しい高校づくり推進庁内検討委員会」が設置されるとともに、九月には、富士北麓東部地域新しい高校づくりの説明会が開催され、関係者の意見を聞く中で、全日制単位制高校の設置について、都留高校を全日制単位制高校に改編することが妥当という結論が示されたところでありました。これを受けて、市教育委員会・市校長会では、平成十二年一月十二日に、うぐいすホールに市内三中学校の一年生・二年生の保護者にお集まりいただき、単位制高等学校及び通学区域の見直しについて、県教育委員会から説明

を受けたところであります。

そうした中で、現在設置されております都留高校の専門教育学科である理科につきましては、「単位の教育課程の中で、理科同様の勉強も可能で、併置は単位制の理念にそぐわない」との判断から、正式に廃科されることになりました。これを受け、上野原高校におきましては、理科の移転設置を要望していると聞いておりますが、桂高校におきましても、実績のある英語科があるものの、理科の移転設置も含め、今後の桂高校の在り方、位置付けなどについて、また、谷村工業高校も「将来構想検討委員会」を設置するなど、共に学校を始め、地元県議会議員、同窓会、PTAなどの関係者による、幅広い検討がなされていると聞いております。

いずれにいたしましても、将来は単位制、総合学科、中高一貫教育が主流になるであろうと予想されておりますので、広く市民の見・要望も伺う中で、教育首都を目指す都留市にふさわしい学校となるよう、情勢を良く見極め、関係機関との緊密な連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

なお、中高一貫教育につきましては、平成十一年四月から制度化され、同一の生徒集団を対象に、六年間の一貫教育を行う一般的なタイプの他に、高等学校からの入学を可能とする併設型や、複数の

中学校と一つの高等学校による連携型など、柔軟な実施形態があり、六年間というゆとりの中で、生徒一人ひとりの個性の伸長を図る教育への期待として、その推進が強く求められております。県教育委員会におきましては、高校教育改革を進める中で、広く県民の意見、要望を伺いながら、実施に向けた方策について検討を行っていることでもありますので、市と致しまして、その検討結果を見守ってまいりたいと考えております。

## 本市の住宅マスタープランについて

**問** 新しい時代を支える社会基盤の整備の中で住宅政策

は、健康でいきいきと暮らせる長寿の地域社会を支える重要な課題であります。

そこで、本市のかかえる住宅施策の中で三つの問題点について伺いたいします。

本市の公営住宅は、市営十五団地、六百七十五戸、県営五団地二百二十戸、雇用促進住宅百六十戸と、千戸に近い公営住宅が広く市民に供給されています。

また、市営住宅の整備については、本市の住宅再生マスタープランに基づいて、すでに田原団地、中野団地の建替も終わり、今年度から古渡団地の建設が計画されておりますが、今後、大変きびしい

財政状況の中で、住宅プランの実現には総合的な対応と必要な財源の確保が大きな課題と思われませんが、今後、老朽市営住宅の建替や新たな住宅計画について伺いたします。

また、高齢化社会を迎えて、高齢者や身体障害者への対策、新しい事業について可能な限りのコスト軽減策が住宅建設にどう工夫されているのか伺いたします。

次に、本市は、サン地開発により豊かな自然に囲まれた快適な住環境づくりを進め、すでに玉川、平栗、井倉団地と良好な住宅地を市民に供給し、本市の発展に大きな役割を果たしてきました。

また、サンタウン宝団地は、全国に先がけて住まいアップ事業を取り入れ、良質で低コストな住宅情報などを広く市民に提供することを目的に建設され、すでに本事業の採択要件であります展示期間も終了し、購入希望者を募集しておりますが、現在までの販売状況、ならびに今後の見通しについて伺いたいします。

また、サンタウン宝団地については、日本経済の大きな変化や最近の景気の低迷により、物価の値下がりや土地をとりまく環境は大変厳しい状況の中で、今後、土地の販売にどう対処するのか伺いたします。

**答** まず、老朽市営住宅の建て替えにつきましては、大変厳しい財政状況ではありますが、



解体工事中の古渡住宅

なお、高齢者や身体障害者への対策につきましては、中野団地、田原団地一・二号棟一階の全戸と井倉団地、田原団地三号棟の住棟すべてがバリアフリー仕様となっておりますが、本年度建設する、古渡団地につきましても、片廊下型住棟を建設し、エレベーター・手すりなどの設備を設置するとともにバリアフリー化を図り、高齢者、身体障害者の皆様が安全で快適な暮らしができるよう配慮してまいります。

なお、コスト軽減につきましては、標準的な材料などを使用すると共に、同一敷地内への住宅建設に際しては、単一的な建物で建設するなど、工法・建て方による工夫を加えることにより、一層のコスト軽減を図ってまいります。

次に、住まいアップ事業によるモデル住宅の現在までの売却状況並びに今後の見通しについてであります。去る五月十九日から三十一日までの間、購入希望者向けの見学会を開催したところ期間中、都留市民を始め横浜市、日野市、八王子市、富士吉田市、大月市などの各地から三十八組の皆様にご来場いただき、六名の市民の方々から購入の申込みがあり、六月七日に抽せん会と譲渡契約及び所有権移転登記などの説明会を開催いたしましたところであります。

残りしました住宅につきましては、今回の結果を踏まえて、PR及び

売却方法などを再検討し、早期完成に向け、なお一層の努力をしてまいりる考えであります。

また、本市のもつ自然を生かした住環境整備として荒廢地、遊休地を調査し、山地の有効利用を図るとともに、市内全域に平均化した人口の定住化を促進するため、都留市土地開発公社においてサン地開発事業を推進してまいりました。近隣市町村で人口減少が続くなか、本市の人口は微増ではありますが、増加を続けておりますのは、サン地開発が一つの要因ではなかったかと考えております。

ご質問のサンタウン宝につきましては、平成七年に九十二区画の分譲を開始し、現在まで一般分譲二十二区画、すまいアップ事業で十一区画、合計三十三区画が販売されましたが、五十九区画が売れ残っております。

ご指摘のとおり、我が国は長期の景気低迷による買い控えやデフレ傾向にあるため、土地価格も都市の一部を除き下落を続けており、公社の売却予定価格と実勢価格との間に大きなギャップが生じている状況にあります。

このような厳しい状況下ではありませんが、健全な土地開発公社の経営には残りの区画を早期に売却する必要がありますので、ホームページへの掲載、企業・個人へのパンフレット配布等により販売を促進するとともに、定期借地権方式の導入等様々な可能性について

も検討するよう、指導してまいりたいと考えております。

## 法定外公共物の譲与 について

**問**

地方分権推進計画に基づき、地方分権一括法が施行され、法定外公共物が市町村に譲与されると伺っております。

推進計画では、地方団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現を目指し、住民に身近な行政は、できる限り身近な地方公共団体が処理することを基本とされており、地方分権が一步一歩現実なものになってきております。

この譲与手続きは、平成十六年中に完了を目指すこととされており、ますが、この年次計画及び予算、面積、また主な特色（メリット）について、また、仕事量も大変増えることと見込まれますが、今後の機能管理、及び財産管理について伺いたいと思います。

**答**

昨年四月の地方分権推進計画の施行に伴い、市町村へ里道・水路の法定外公共物の譲与が決定されました。

法定外公共物につきましては、この法律施行以前にはその機能管理を市町村が行い、財産管理は国が行ってまいりましたが、今後は、地域住民の生活に密接に関連する

公共物として、所在する市町村において、機能管理・財産管理とも行うこととなりました。

これに伴う国からの財産譲与については、平成十二年度から平成十六年度までの五年間で完了させることとなっており、本市では、都留市全域の法定外公共物の財産譲与に関する調査及び譲与申請を今年度から十五年度までの三カ年で完了させる計画で作業を進めております。

事業の具体的な内容は、市内全域をカバーする約三千二百五十四枚の公図及び地図から里道・水路を拾い出し、その機能の有無を調査して、申請図書を作成・申請を行うもので、事業費は約一億二千万円を予定しております。

なお、今回の法定外公共物財産譲与によるメリットは、市町村独自の判断で里道・水路を含めた地域の実情にあったまちづくりが行えるようになることと、里道・水路の付替え、用途廃止等が市の判断で行うことができるため、これまで以上に迅速な事務処理が可能になると考えられます。

今後とも市民生活に支障のないよう維持管理を行うとともに、早急に譲与財産の管理体制を確立させ、適切な管理を行ってまいりたいと考えております。



## 小児医療体制の充実 について

**問**

さて、最近我が国経済は、米国内の失速が、日米欧の同時株安をもたらした。日本国内においても、物価の下落等のデフレ的傾向が続き、企業の業績の悪化、設備投資の減退をもたらすなど、折角回復しつつあった景気が再び失速し、予断を許さない状況が続いております。このたびの小泉内閣において、先の政府で決定した緊急経済対策の早期具体化と実行を図り、一日も早く景気回復を期待するところであります。

質問にうつります。「子供の体の具合がおかしい時に、頼りになるのは小児科のお医者さんであります。子供は、自分の体の変調について大人のように具体的な説明はできないわけでありまして。だから親としても適切な診療科を選べないケースがすくなくありません。

そこで、幅広い症状に対応できる小児科医が重宝されるのであります。その小児科医の不足が深刻化しており、また、小児病棟を閉鎖する病院も相次いでいると認識しております。少子化の進行によって子供の数が減っていても、小児科医療にたいする需要は低下していない。それどころか、小児医療の充実を求める声は大きくなっております。かけがえのない子供を、大切にそだてるといふ傾向が

強まっているからだともいえます。しかし、小児科医の数は減少傾向にあり、幅広い分野をこなす小児科は忙しくて難しいという先入観や、採算性の低い現在の診療報酬体系、大学や総合病院での小児科医の定員減などが、志望者を減らしている理由のようでございます。

小児科医が減れば小児病棟も維持できない。救急医療への十分な配置もむずかしい。わが国の小児医療は危機的状況にあると危惧するところでありまして。そこで、お伺い致します。

(一) 小児科医師が減少傾向にある中で、子供の急患がたらい回しにされたり、治療が受けられなかつたりするのを防ぐため、三百六十五日、二十四時間小児科医師の診療が受けられるよう小児救急医療体制の確立について

(二) 医療機関、消防機関や教育機関も含めた、行政の連携のための協議会を住民参加の下に設置し、地域の小児医療の評価と充実のための行動計画や、小児のメンタルヘルスケアや児童虐待対策などに取り組む、地域小児医療協議会の創設について

(三) 都留市立病院を中核的な小児医療機関としての整備について  
とくに今、子供を育てられているお母さん方から、夜間における小児科専門医による診療を求める声が数多く寄せられております。このような切実な声を生活者の

目線ととらえると、小児救急医療体制の確立が緊急課題であると思えます。このことを踏まえ以上三点について、小林市長の中味の濃い前向きな答弁を期待致します。

**答**

先進国の共通の現象であり、まず少子化は、我が国においても平成十一年には出生数百十八万人、合計特殊出生率が一・三四といずれも過去最低を更新し、我が国社会経済へ与える影響は計り知れない危機的状況にあり、いかにすれば若い世代が結婚し、仕事を続け安心して子供を産み育てることができる社会を作ることができると、今日の我が国の最重要政策課題となっております。

ご質問の小児科医師が減少傾向にあるなかで、三百六十五日、二十四時間小児科医師の診療が受けられるよう小児救急医療体制の確立についてであり、いつ起こるか分からない小児の事故・病気に対する医療体制は極めて重要であると認識しております。

現在、東部地域保健医療推進委員会の中で、休日夜間急患診療体制整備事業により、毎月、診療当番表を作成し、都留市立病院をはじめ都留医師会の協力により、休日・夜間につきましても輪番により二十四時間体制で診療を行うとともに市立病院におきましては、医療スタッフのオンコール体制を取るなど、急患に対してその都度対応をしているところであります。また、山梨県救急医療情報シス



テムの活用により、県下の病院・診療所等の救急医療の情報を的確に把握し、救急業務の円滑な推進を図っているところであります。

つぎに、医療機関、消防機関や教育機関も含めた、行政の連携のための協議会を住民参加の下に設置し、地域の小児医療の評価と充実のための行動計画や、小児のメタルヘルスクエアや児童虐待対策などに取り組む地域小児医療協議会の創設についてであります。医療にかかる医療体制の整備充実と事業の促進を図ることを目的に、都留市医療整備審議会のなかで、医療全般に関係する事項につきまして調査・審議をお願いしているところであり、医師については学会毎に事例発表など先進技術の向上に努めているところであります。また、児童虐待防止対策等の取り組みにつきましては、現在、学校等においては児童の変化を注視

し適確に把握するとともに、地域においては児童委員を中心に情報の収集に努め、迅速な対応を行っているところであります。

また、「ウエルネスアクション・つる」の事業として幼児を対象にした、楽しく子育てが出来る「親子の健康事業」のなかで児童虐待の未然防止に向けて努力しているところであります。

協議会の設置につきましては、これまでの状況や今後の推移を見ながら関係機関と共に検討してまいりたいと考えております。

次に、都留市立病院を中核的な小児医療機関としての整備についてであります。

子供が病気のとときに、いつでも安心して医療を受けることができるとは、親であれば誰でも当然に望むことであり、生活するうえで極めて重要なことと認識いたしております。

しかしながら、小児医療を取り巻く環境は、ご指摘のとおり小児医療水準や、小児救急医療レベルの低下、さらには小児医科の減少といった問題が危惧されているところであります。

こうした中、都留市立病院における小児科体制につきましましては、現在、医師二名が（土曜日も含め）診療に当たっておりますが、休日・夜間の小児救急医療については、在宅当番医制による一般の救急医療体制の中で対応しており、緊急対応看護婦とともに医師が交

替で救急医療に当たっております。

そのため、当直医が専門外である重篤な患者への対応については、その都度その専門医に連絡、いわゆる（オンコール体制）をとり対処しているところであります。今後引き続き医師・看護師に対し適切な指導を行い、市民が安心して生活が送れるよう、社会状況に対応した救急医療体制の充実を図るとともに、地域の中核病院として各医療機関との「病診連携」「病病連携」を推進し、地域全体の医療の向上に努めてまいりたいと考えております。

### 新生児聴覚検査の実施について

**問**

聴覚障害を持って生まれた子どもの難聴治療には、生後間もない時期での早期発見・早期治療が有効といわれています。

発見と治療が早いほど正常な聴力を持つ子どもと同じ程度にまで回復するといわれています。

しかし、聴覚検査は三歳児健康審査のときに行われているだけであります。治療が遅れて、一生「音のない世界」で、生きて行かなければならない方々のことを思うと胸が痛みます。このことを考え三つの要望をいたします。

一つに、全新生児に対して聴覚検査の早期実施をすること。  
二つに、検査費用は、国と県が補助し無料にすること。

国は既に新生児聴覚検査を実施する都道府県への助成制度をスタートさせております。  
三つに、検査体制や療育体制の整備をすること。以上三点について、お伺いいたします。

**答**

新生児や乳幼児期の聴覚障害は、他覚的兆候に乏しいため、年齢が進んでから発見される事が多いのが現状であります。このため近年の医療技術の進歩を踏まえ、聴覚障害を早期に発見し、難聴児に対する適切なケアを早期から開始することは、乳幼児の生育環境を整備する上で重要なこととあります。

ご質問の全新生児に対する聴覚検査の早期実施などにつきましては、厚生労働省が平成二十二年母子保健対策として新生児聴覚障害検査費（新規）四千六百万円を計上し、スクリーニングの実施方法及び療育体制等を検討するため、聴性脳幹反応検査装置（AABR）による聴覚検査事業の実施を都道府県及び政令指定都市を対象に調査したところ、現在のところ希望する都道府県は無いようでありますが、この装置での検査ではかなりの確立で難聴が発見できるといわれ、この成果に期待しているところであります。

現在のところ試行的に実施する場合、実施主体は都道府県及び指定都市に限られており、市町村段階における検査体制を確立することは困難でありますので、検査費